

第4 集落営農

1 集落営農の現状

()内は前年対比

	農林水産省調査			
	H12年	H17.5.1	H18.5.1	H19.2.1
集落営農数	173	182 対H12年 5%増	185 対H12年 7%増	215 (+30) 対H12年24%増

農村振興課推定	
H19.5末	H19.8末
237	249

組織別内訳				
農業法人になっている集落営農	—	13	23	28 (+5)
うち生産法人	—	13	23	28 (+5)
うち特定農業法人	—	1	2	5 (+3)
任意組織	—	169	162	187 (+25)
うち特定農業団体	—	0	1	16 (+15)
形態別内訳				
有限会社	—	7	11	11 (±0)
農事組合法人	—	6	11	17 (+6)
任意組織	—	169	163	187 (+24)

組織別内訳	
34	37
34	37
5	5
203	212
19	22
形態別内訳	
12	14
22	21
203	212

2 県内の集落営農の特徴

長野県内においては、上伊那、松本、北安曇、長野、北信地域といった水田地帯においては集落営農が進んでおり、また、上小、佐久地域では、認定農業者が主体となって農用地を集積している状況があり、集落営農は進んでいない。平成19年2月1日現在の集落営農数は215「有限会社11、農事組合法人17、任意組織187」となっており全国では第24位とほぼ中位である。

3 集落営農の課題

集落営農を組織化するにあたっては、集落営農を推進するリーダーの存在が課題の第一に挙げられる。また既存の認定農業者との競合、個人所有農業機械の処分に対する懸念、現に営農を行っている高齢者と家族との意識の違い、法人化に対する抵抗感等も課題である。

組織化、法人化した集落営農では、当初の計画段階から合意形成を得て、組織化・法人化するまで、数年間要した事例が多い。また、集落営農は組織化、法人化すること自体が目的ではなく、集落営農による地域農業の推進し、野菜栽培、農産加工、直売等により経営をいかに発展させていくかが重要な課題となっている。

4 今後の対応

米・麦・大豆に係る品目横断的経営安定対策の受益対象者が認定農業者及び特定農業団体及び特定農業団体と同様の要件を満たす組織に限定されたことから、対策の周知活動と連動しながら、①まず、米・麦大豆を生産している地域のうち、対象面積規模などの対象要件を満たしている農業者等認定農業者への誘導を進める。②農業経営基盤強化促進法 (H17.9.1改正) により認定農業者や集落営農を農用地利用規程上に位置付けることによって、対策の対象となる集落営農についても、農家の合意のもとで進められるよう支援する。

その際には、地域営農システムを推進する母体である市町村営農支援センターにおける構成員（市町村、市町村農業委員会、JA、農業改良普及センター等が）一体となって支援することとし、県担い手育成総合支援協議会や地域営農システム県推進班及び地方推進班は研修機会を確保し情報提供やアドバイザーを派遣する等により、集落の取り組みを直接支援する。

5 中山間集落営農づくり支援事業の概要

1 背景

条件不利地域を抱える中山間地域における、集落営農の組織化や経営展開のための農業機械の導入などを支援します。

2 事業の目的

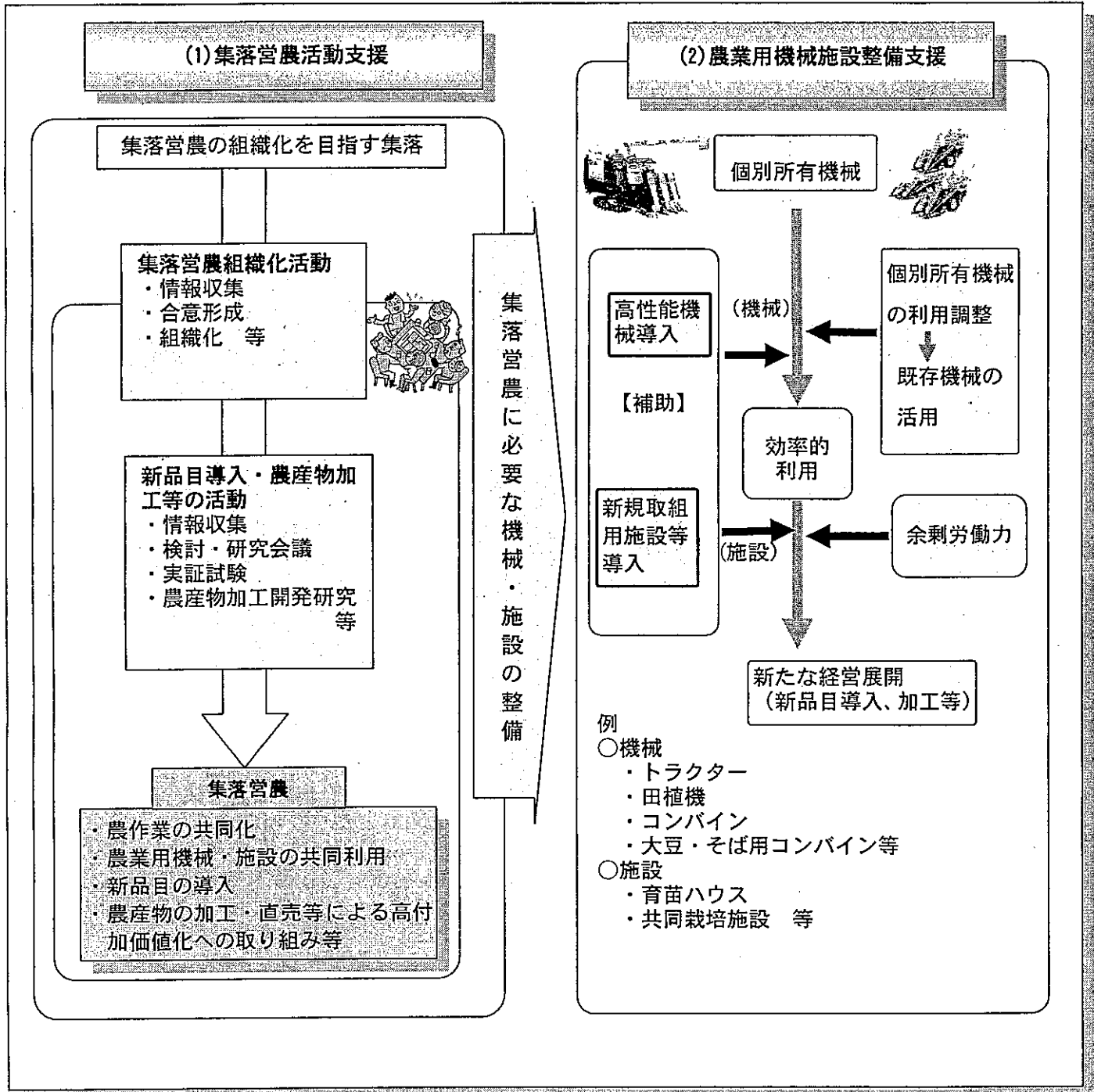
中山間地域では、農業従事者の減少や高齢化が加速的に進み中で、個人での営農には限界があるなど地域農業の維持・発展にとって大きな課題があります。

このため、集落を単位とした組織による営農（集落営農）体制を整備し、地域農業を担う組織の育成・確保に努め、農業の振興と集落機能の維持を図ります。

3 事業内容

事業内容	事業主体	補助率	予算額
(1)集落営農活動支援 集落営農の組織化と、新品目導入や農産加工などに係る研究等の活動に対する助成	次の要件を備える集落営農を目指す、農業者が組織する集団 ① 組織の規約の制定 ② 経理の一元化 ③ 集落の農地の2/3以上を集積目標	1/2 以内	6,000千円 (20地区)
(2)農業用機械施設整備支援 集落営農の活動に必要な機械及び施設の整備に対する助成		1/2 以内	20,000千円 (10地区)
計			26,000千円

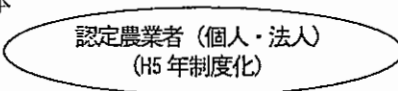
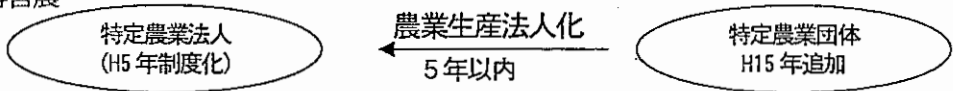
4 事業の仕組み



《 参 考 》

集落営農には、様々な考え方がありますが、基本は集落など地縁的にまとまりのある地域において、農家が話し合いによって共同化・統一化に関する合意の下に行う生産活動を言います。

(参考1) 農業経営基盤強化促進法における位置付け等(特定農業法人・特定農業団体)

法律の概要	
(1) 担い手不足が見込まれる地域において、一定要件の農業生産法人を特定農業法人として政策的に位置付けている。 ・ その定義は、地域の農地の相当部分を担う相手方として、地域合意の下に明確化(農用地利用改善団体が通常定める農用地利用規程に担い手となる法人が位置付けられ、市町村が認定) ・ 地権者から農地の引受けの申出があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する法人(なお、平成15年度改正で、同様の事業を行う任意組織として、「特定農業団体」が位置づけられた。) →条件不利な農地であっても引き受け義務を負う(農業経営基盤強化促進法第23条第4項)	
制度上の位置づけ	
《基盤強化法上の担い手》 ■ 個別経営体  ■ 集落営農  ○ 特定農業法人のメリット ・ 「農地利用集積準備金制度」の適用 毎年の農業収入の9%以下を「準備金」として積み立てることができる。課税所得から控除。 ・ 積み立てた「準備金」を5年以内に取り崩して農地や特定の農業用機械等を購入した場合圧縮記帳することができる。(法人に対する集積目標の20%以上を達成した時) ○ 特定農業団体のメリット ・ 水田農業構造改革交付金の助成対象として位置付けられる。 ・ 担い手経営安定対策加入対象者となることができる。(H19～品目横断的経営安定対策の対象)	

○ 全国における特定農業法人および特定農業団体の状況

(H19.7.1月現在 ±は対H19.2.1比)

特定農業法人			特定農業団体		
順位	都道府県(法人数)		順位	都道府県(団体数)	
1	広島県	93 (+2)	1	滋賀県	329 (±0)
2	島根県	79 (+4)	2	宮城県	202 (+110)
3	富山県	66 (+2)	3	岩手県	157 (+38)
4	福井県	50 (+1)	4	富山県	146 (+17)
5	山口県	42 ()	5	山形県	113
19	長野県	5 (±0)	15	長野県	22 (+6)
	32道府県	559 (+31)		34道府県	(1743) (+420)

○ 全国における集落営農数

(H19.2.1現在 ±は対H18.5.1比)

順位	都道府県(集落営農数)		順位	都道府県(集落営農数)	
1	富山県	(868) +10	4	佐賀県	(684) +352
2	滋賀県	(831) +1	5	広島県	(569) -2
3	福岡県	(685) +153	24	長野県	(215) +30
	全国計	45道府県(12,095) +1,614			

長野県内の集落営農

平成 19 年 8 月 1 日

信濃町
【特定農業法人】
(農)富士里77-a

飯山市
【特定農業団体】
柳原営農組合

大町市
【特定農業法人】
(有)ライスファーム野口
(株)美麻ライスファーム

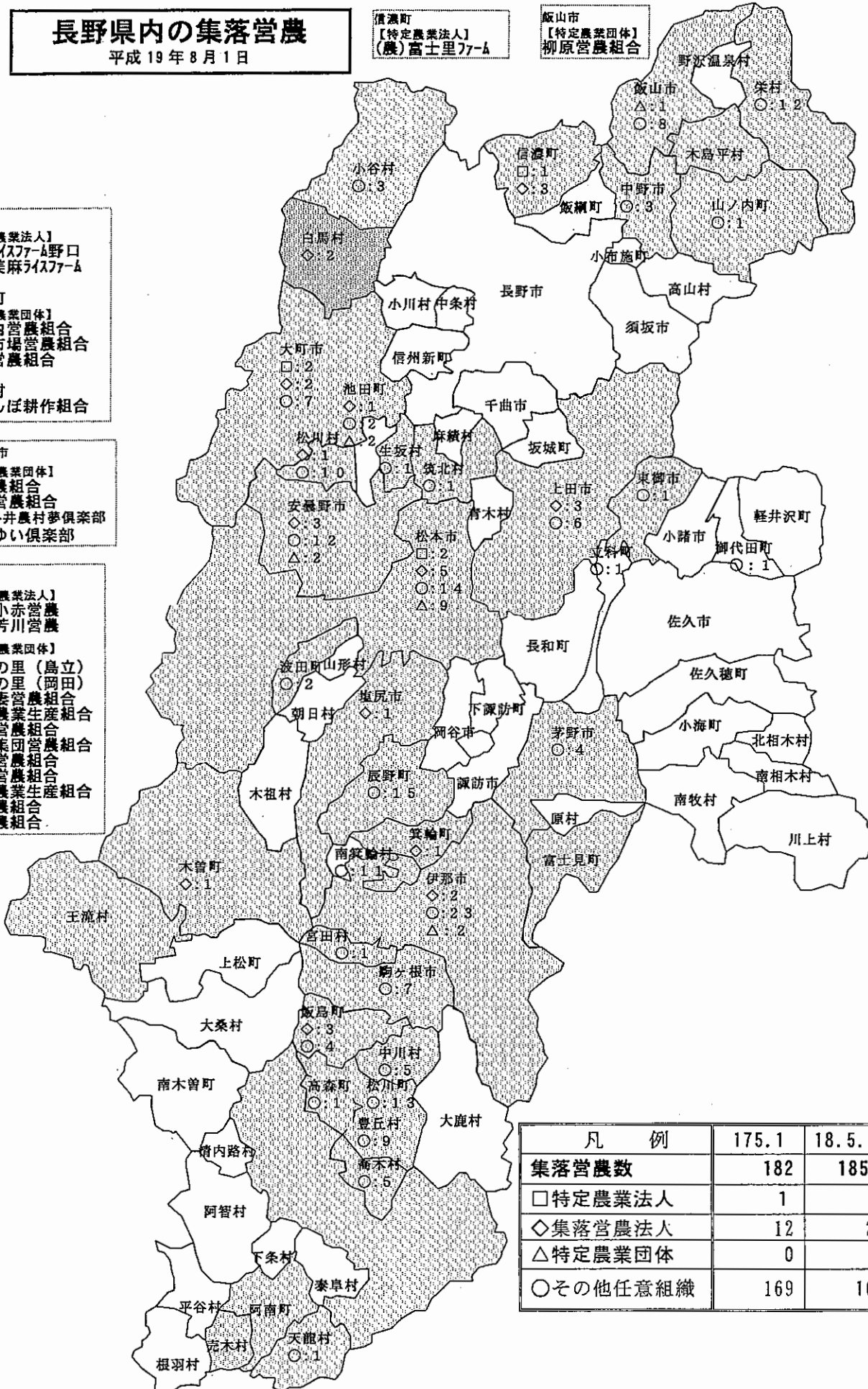
池田町
【特定農業団体】
堀之内営農組合
十日市場営農組合
内倉営農組合

小谷村
たなんぼ耕作組合

安曇野市
【特定農業団体】
牧堂農組合
熊倉営農組合
小田多井農村夢倶楽部
踏入ゆい倶楽部

松本市
【特定農業法人】
(農)小赤営農
(有)芳川営農

【特定農業団体】
豊稔の里(島立)
悠久の里(岡田)
北大妻農業生産組合
横沢農業生産組合
新村営農組合
神林集営農組合
笹賀山営農組合
中島内農業生産組合
倭菅営農組合

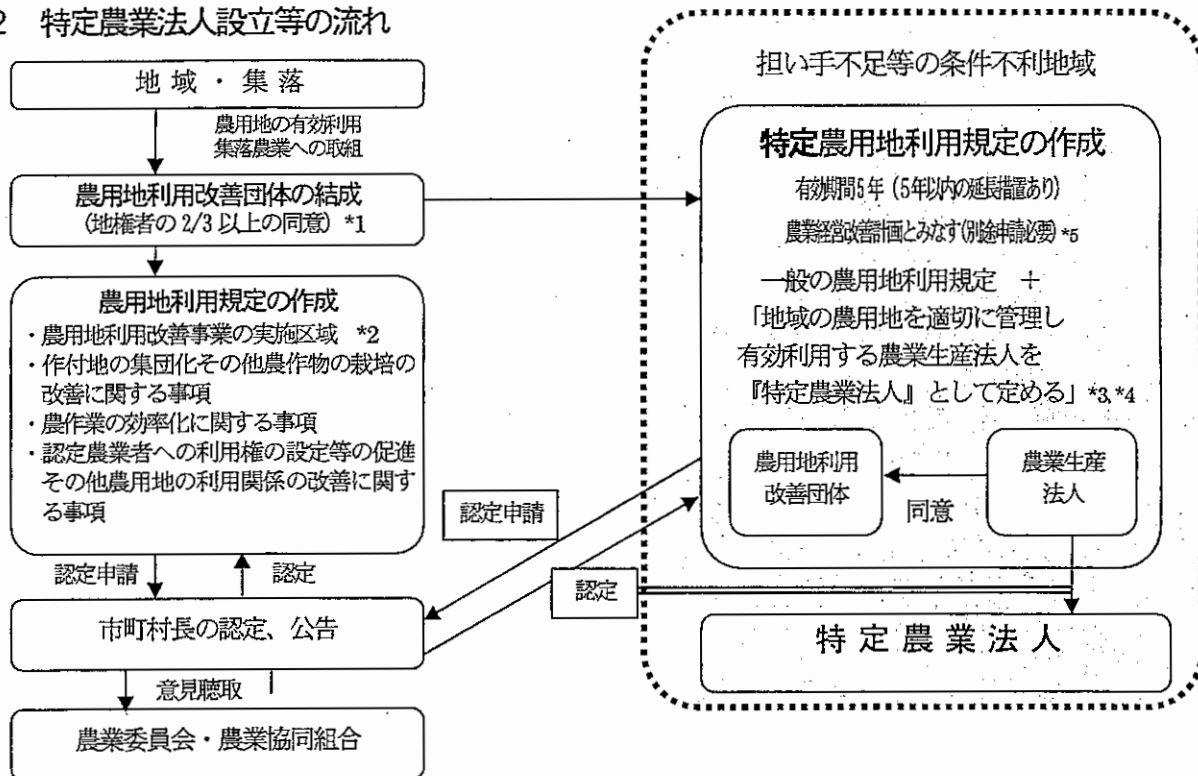


凡 例	175.1	18.5.1	19.2.1
集落営農数	182	185	215
□特定農業法人	1	2	5
◇集落営農法人	12	20	23
△特定農業団体	0	1	16
○その他任意組織	169	162	171

(参考2) 特定農業法人とは

(1) 担い手不足が見込まれる地域において、(2) その地域の農地の相当部分を担う相手方として、地域合意の下に明確化(特定農用地利用規程に位置付け)され、(3) 地権者から農地の引き受けの申し出があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農業生産法人 (農業経営基盤強化促進法第23条第4項)
平成19年3月末現在5法人設立されている。

2 特定農業法人設立等の流れ



- *1 地権者とは所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者
- *2 市町村の基盤強化促進基本構想に示された区域(集落単位、大字単位、旧市町村単位等)
- *3 区域の農用地の過半について、特定農業法人に利用集積することを目標にしていること。(利用権設定又は作業委託)
- *4 農用地利用改善団体の構成員からの申し出に応じ、利用権の設定又は農作業受託を行うこと。(拒むことはできない)
- *5 経営安定対策加入、補助制度の活用、融資制度活用の際も、経営改善計画を作成し認定農業者にならないと認められない場合がある。

3 特定農業法人のメリット

平成18年度までは、「農用地利用集積準備金制度」による税制上のメリットがあったが平成19年度からは制度が廃止され、別途「農業経営基盤強化準備金制度」となりメリットを受けるのは、認定農業者に拡大された。

(1) 旧制度「農用地利用集積準備金」

- ア 農用地の利用集積に必要な資金として、毎年の農業収入の9%以下の金額を「準備金」として積み立てることができる(課税所得から控除)
- イ 積み立てた「準備金」を5年以内に取り崩して農地や特定の農業用機械等を購入した場合には、圧縮記帳できるため、益金として課税はされない。(特定の農業用機械等を取得するために取り崩しできるのは、法人に対する利用権設定面積が集積目標面積に対して20%以上達成した時)

(1) 新制度「農業経営基盤強化準備金」(対象は認定農業者と一定の集落営農)

- ア 平成19年～「品目横断的経営安定対策」「米政策改革推進対策」「農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)」の導入に伴う交付金等を準備金として積立てた場合必要経費に算入できる。また5年以内に当該準備金を取り崩して、農用地や農業用機械・施設等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳できる。なおこの特例を受けようとする場合は、19年の所得を青色申告で行う必要がある。

(参考3) 特定農業団体とは

(1) 担い手不足が見込まれる地域において、(2) その地域の農地の相当部分を担う相手方として、地域合意の下に明確化(特定農用地利用規程に位置付け)され、(3) 地権者から農地の引受けの申出があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する任意組織(農業経営基盤強化促進法第23条第4項)平成19年3月末現在16団体設立されている。

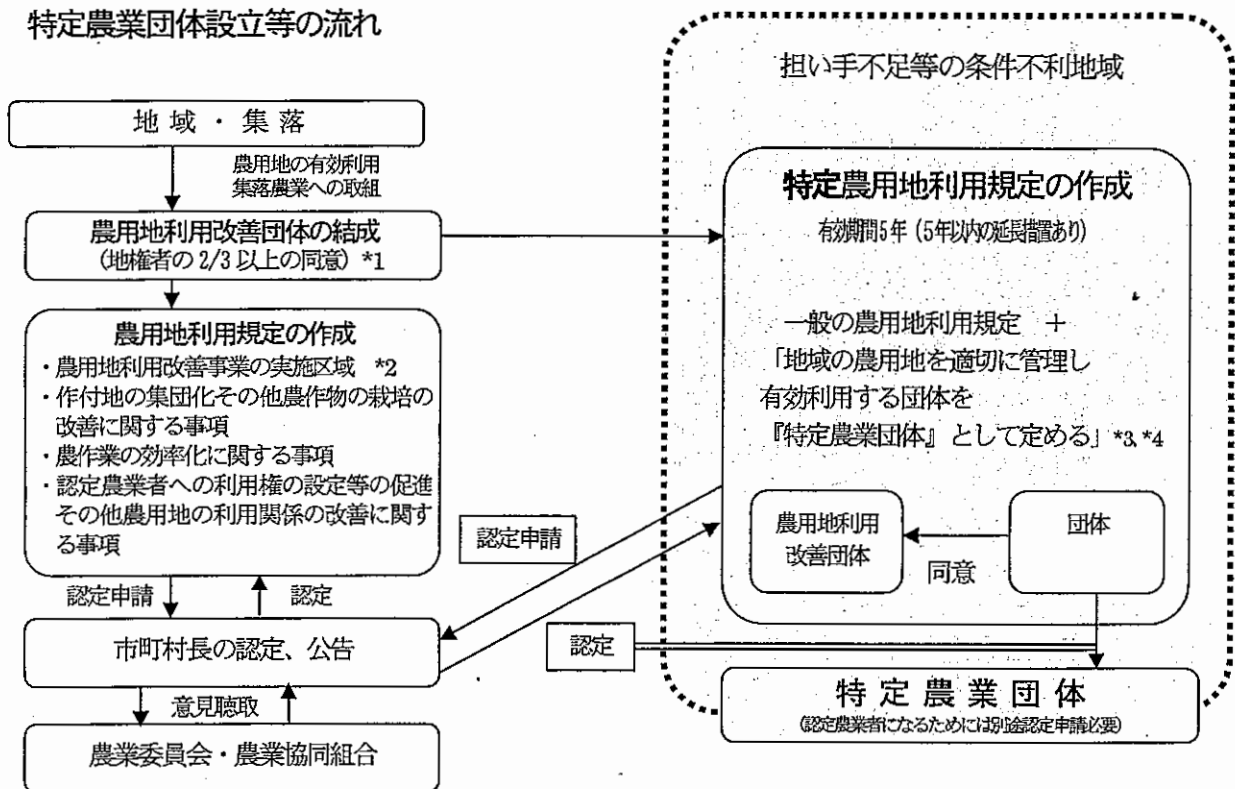
特定農業団体の要件

ア 代表者に関する事項等を定めた定款又は規約を有していること

イ 一定の基準を満たす農業生産法人になることに関する計画(予定日、目標農業所得額等)を有しており、かつ、その達成が確実と見込まれること

ウ 費用の共同負担・利益分配方式に、耕作又は養蓄を行っていること(農業経営基盤強化促進法施行令第5条)

2 特定農業団体設立等の流れ



- *1 地権者とは所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者
- *2 市町村の基盤強化促進基本構想に示された区域(集落単位、大字単位、旧市町村単位等)
- *3 区域の農用地の3分の2以上について、特定農業団体に利用集積することを目標にしていること。(作業委託)
- *4 農用地利用改善団体の構成員からの申し出に応じ、農作業受託を行うこと。(拒むことはできない)

3 特定農業団体のメリット

- (1) 水田農業構造改革交付金の助成対象として位置付けられる。
- (2) 担い手経営安定対策加入対象者となることのできる。
(19年産からの経営所得安定対策の対象として位置付けられた。)
- (3) 補助事業による支援措置、融資による支援措置がある。
- (4) 特定農業団体が農業生産法人となった場合には、特定農用地利用規程の変更届を提出し市町村の認定・公告を経て特定農業法人になることができる。